

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第98号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「において準用する同条第1項」を削り、「並びに法」を「, 法」に改め、「雑所得等の金額」の右に「, 租税条約の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)